

日本転倒予防学会 バナー広告の取扱いに関する規約

(趣旨)

第1条 この規約は、本会のホームページに掲載するバナー広告(本会のホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 日本転倒予防学会代表理事(以下、本学会、「代表理事」という。)は、本規約に定める所定の手続きに即して、本会のホームページの広告主を募集するものとする。

(申込み)

第3条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、原則として医療・介護あるいは転倒予防に関係する業種でなければならない。

- 2 学会所定のバナー広告掲載申込書及び広告原稿を提出しなければならない(web 申請)。
3. 広告原稿のデータ作成費用その他の申込みに必要な費用は、申込者の負担とする。

(画像)

第4条 広告原稿に用いる画像(以下「画像」という。)の規格は、次のとおりとする。

- (1)サイズ: 横 234 ピクセル×縦 60 ピクセル
- (2)形式:gif, jpg, png
- (3)静止画

2 次に掲げるものは、画像として用いることができない。

本会ホームページに支障を来たす構造のもの(アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ、点滅、反転表示又は画面の切替わり、テキストボックス表示(書き込み可能)、プルダウンメニュー、閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン、ラジオボタン使用など)、その他、画像として不適切と認めるもの。

(広告内容)

第5条 次に掲げる内容の広告は、掲載することができない。

- (1)本会の事業活動の趣旨に対し、品位を損なうおそれのあるもの
- (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3)政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4)財産権(知的財産権を含む)、名誉又は、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのあるもの

(5)法令又は公序良俗に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(6)その他、広告として不適切と認めるもの

(審査及び決定)

第6条 広報委員会は規定に基づき、申込者の申込内容を審査し、その結果を代表理事に報告し、承認を得る。

(承諾通知書)

第7条 代表理事は、広告主の決定後、速やかに申込者に対し、広告掲載承諾(不承諾)通知書を送付するものとする。

(広告掲載)

第8条 広告掲載料は以下の表によるものとし、広告主は指定期日までに全額を一括して支払わなければならない。

広告掲載料金一覧表(税別)

1スペース	: 1年契約: 20,000円	半年 10,000円
2スペース	: 1年契約: 38,000円	半年 19,000円
3スペース	: 1年契約: 57,000円	半年 28,500円
4スペース	: 1年契約: 76,000円	半年 38,000円
5スペース	: 1年契約: 95,000円	半年 47,500円

2 広告掲載料は、いかなる事由があっても一切返還しない。

3 広告の掲載月、ページ、位置及び枠数は、広報委員長が決定する。

(禁止行為)

第9条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) サーバーその他の本法人のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為

(2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

(3) その他、広告主として不適切と認める行為

広告主は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(中止等)

第10条 代表理事は、広告主が次のいずれかに該当する場合には、広告掲載を中止し、又は広告掲載の承諾を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき。

(3)この規約に違反したとき。

(4)その他、広告掲載を不適切と認めたとき。

2 広告主は、広告掲載期間中、広告掲載を取り止めようとする場合には、事前申告を必須とする。

3 前2項の場合において本会に損害が生じたときは、本会は、広告主に対しその賠償を求めることができる。

(免責事項)

第11条 本法人は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 本法人は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤動作、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

本規約は 2022 年 2 月 1 日より施行する

2023 年 3 月 18 日修正